(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：147,671,218円 運営費交付金分：478,811円 地方公共団体出資分：77,360円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	83,505,034円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
5,589,378円	77,875,050円	39,811円	平成29年1月13日	—	147,671,218円	77,360円

（注１）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成29年度を予定しております。
（注２）※については見込額を記載しております。

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：2,634,678円 運営費交付金分：6,065,082円	平成27年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。	現物納付	—

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額	(7)国庫納付等が行われた年月日	(8)減資額
—	8,699,760円	平成29年３月24日	6,065,782円

平成28年度において処分を行ったもの

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地・建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：12,699,229,954円 運営費交付金分：27,350,602円 地方公共団体出資分：6,652,995円	「公共職業能力開発施設等の譲渡等に関する基本方針」（平成15年６月５日付け能発第0605001号厚生労働省職業能力開発局長通達）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	7,585,830,000円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額※		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額※	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
572,895円	7,581,293,732円	3,963,373円	—	—	12,699,229,954円	6,652,995円

（注１）控除する費用の金額の確定、国庫納付及び減資については、平成29年度を予定しております。
（注２）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成30年度を予定しております。
（注３）※については見込額を記載しております。

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：779,541,107円 地方公共団体出資分：408,393円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	611,000,000円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
44,463,380円	566,239,972円	296,648円	平成29年1月13日	—	779,541,107円	408,393円

（注１）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成29年度を予定しております。
（注２）※については見込額を記載しております。